資料 25

取扱注意

2016/4/1

公の施設の利用における暴力団排除について

（相模原市暴力団排除条例第９条第２項に関するマニュアル）

相模原市

市民局交通・地域安全課

目　　次

公の施設の利用における暴力団排除

１　公の施設の利用における暴力団排除とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
２　暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる
　　使用又は利用の判断基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
３　対象となる施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
４　排除の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
５　留意点・・ 3
６　連絡先・・ 3

公の施設の利用における暴力団排除に関するＱ＆Ａ

１　使用又は利用を排除する場合の判断基準について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
２　照会の方法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
３　不承認・取消しについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

公の施設の利用における暴力団排除

この資料は、相模原市暴力団排除条例第９条第２項に基づく、公の施設の利用からの暴力団排除を実施するにあたり、必要となる事項について基本事項を、事務の参考としてとりまとめたものです。

１　公の施設の利用における暴力団排除とは

暴力団排除条例第９条第２項に定める公の施設の利用からの暴力団排除とは、申し込みの内容や神奈川県警察本部から提供された情報等から、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められた場合には、施設の「使用の承認若しくは許可又は利用の承認をしない」又は「使用の承認若しくは許可又は利用の承認を取り消す」といった措置を実施することをいいます。

（公の施設の管理における暴力団排除）

第９条　市は、暴力団、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものに市が設置する公の施設の管理を行わせてはならない。

２　市長、教育委員会及び指定管理者は、市が設置する公の施設の使用又は利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められるときは、当該公の施設の使用の承認若しくは許可又は利用の承認(以下「使用の承認等」という。)について定める他の条例(集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるときは、使用の承認等又は使用の承認等を取り消すことができる旨の定めのあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該他の条例の規定に基づく使用の承認等をせず、又は使用の承認等を取り消すことができる。

２　暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる使用又は利用の判断基準

○　暴力団が組織的に関与していることが明らかな興行のための使用又は利用

○　暴力団の襲名披露、放免祝い等、暴力団組織の催事のための使用又は利用

○　暴力団の収益となる物品販売等のための使用又は利用

（注）暴力団員の個人的な使用又は利用については相模原市暴力団排除条例をもって排除措置を講じない。（例：暴力団員の個人又は家族での施設使用等）

３　対象となる施設

対象となる施設は、「使用の承認若しくは許可又は利用の承認を要する施設」又は「暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるに足る催し物を催行

できる施設」が対象となります。

なお、入場料を徴した興行等が開催可能な施設は重点的に暴力団排除に取り組むようお願いいたします。

※　指定管理者が管理し、上記「対象施設」に該当する施設は本条例の対象となります。

※　各施設の管理条例等で暴力団排除規定（「集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき」など）が既に規定されている施設のうち、上記「対象施設」に該当する施設についても、本マニュアルの記載に応じた暴力団排除を実施してください。その場合、本マニュアル中の「暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められるとき」を「集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき」と読み替えてください。

4　排除の方法

（1）警察本部への照会

施設管理者（指定管理者を含む。）は、施設の使用形態等から暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる行事ではないかといった疑義が生じた場合には、警察本部又は所轄警察署に照会してください。

照会の際は、使用又は利用予約に関する情報（使用又は利用予定日時、使用又は利用場所、使用又は利用団体名、行事名等）を提供していただきます。

※　使用又は利用申請者等の個人情報を提供する必要はありません。

（2）警察本部からの通知

警察本部又は所轄警察署は、照会を受けた行事又は市民等から警察へ通報のあった行事が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められた場合には、施設管理者に対し、次の事項を文書で通知します。

①　当該施設の使用又は利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することになると認められること

②　当該暴力団の名称

③　開催が予定されている行事の内容

④　その他参考事項

※　排除対象であることの立証責任は警察本部が負います。

（3）排除措置

・施設管理者は、警察本部からの通知により使用の承認若しくは許可又は利用の承認を行わない（承認又は許可後である場合には、取り消す）旨を申請者に通知してください。

・使用又は利用当日に排除対象であることが発覚した場合は、施設管理者は、相模原市暴力団排除条例（施設の管理条例等で暴力団排除規定がある場合はその規定）を

理由に使用の承認若しくは許可又は利用の承認の取り消しを求めるか、使用の承認若しくは許可又は利用の承認を取り消すことが現実的に困難な状況にあっては、警察本部又は所轄警察署へ現状を通報してください。

・取消などの処分を伝える際、警察本部の立会いが必要と判断した場合は、警察本部へ立会いを要請することができます。

※　取消などの処分を決定するにあたり、警察本部に確認した旨を申請者に通知しても構いません。

（４）異議申し立ての対応

異議申し立てがあった際は、その旨を警察本部へ連絡し、警察本部の立会い等について相談してください。

（５）警察官による保護措置

施設管理者は、当該施設の使用の承認若しくは許可又は利用の承認をしなかったことに対し、関係者及び施設等へ危害が加えられる恐れがあると判断したときは、警察本部又は所轄警察署に保護措置を求めることができます。

５　留意点

（１）本条例は、市が設置する公の施設の使用又は利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを防ぐことを目的としており、暴力団員であることをもって当該施設の個人的な使用又は利用を制限するものではありません。

（２）本条例は、各施設の管理条例等で既に規定されている、暴力団排除や公序良俗を維持するための取組等を妨げるものではありません。

（３）本条例の趣旨に基づき、排除措置を講ずるべきか否かは、警察本部との綿密な連携により判断してください。

（４）警察本部への照会は、個人情報を取り扱わずに行うこととします。

６　連絡先

警察本部・・・・神奈川県警察本部刑事部組織犯罪対策本部暴力団対策課
電話０４５－２１１－１２１２（代）　内線４５５３～５

所轄警察署・・・相模原警察署刑事第二課暴力犯係
電話０４２－７５４－０１１０（代）
相模原南警察署刑事第二課暴力国際犯係
電話０４２－７４９－０１１０（代）
相模原北警察署刑事課知能暴力国際犯係
電話０４２－７００－０１１０（代）
津久井警察署刑事課知能組織犯罪対策係
電話０４２－７８０－０１１０（代）

公の施設の利用における暴力団排除に関するＱ＆Ａ

１　使用又は利用を排除する場合の判断基準について

問１　「公の施設の使用又は利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められるとき」とはどのような場合か。

（答）暴力団による葬儀、放免祝い、誕生会、事務所開き等のいわゆる「義理事」や各種興行等が開催され、または販売活動、その他の勧誘などを行い、その活動により暴力団の利益となるときです。

問２　暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められるか否かを判断する際には、必ず県警に照会しなければならないか。

（答）あきらかに暴力団の利益になるような利用でないことがわかっているときには、県警に連絡する必要はありません。

問３　条例上、使用又は利用の承認を要しないとしている場合（公開施設等の使用又は利用の場合）は、暴力団排除条例第９条第２項に基づく使用又は利用の排除はできない、という理解でよいか。

（答）使用又は利用の承認を要しない施設は、本条例の対象となっていません。

問４　「公共施設利用予約サービス」に登録されている利用者を全て照会する必要はあるか。

（答）暴力団員が、個人で公の施設を使用又は利用することまで制限するものではありませんので、申請者が暴力団員か否かは問題ではないので、照会する必要はありません。

問５　電話・申請書・「公共施設利用予約サービス」による利用予約の受付の際に「公の施設の使用又は利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められるとき」と判断するチェックポイントはどこか。

（答）チェックポイントとしては、有料の催し物や物品販売があるか否か、催し物の内容や物販品が何かなどが考えられます。ただし、「公共施設利用予約サービス」など申込み時に窓口で対応しない場合には、その時点での判別は不可能です。入場料を徴収する催しができる施設の場合には、会場のレイアウトなど事前打ち合わせを行うときなどに内容を確認し、暴力団の利益になると疑われる場合は、県警に照会する方法が考えられます。

いずれにしても、所轄警察署と連携し、疑わしい場合は相談することが重要です。

問６　実際の使用又は利用状況を確認する際に、「公の施設の使用又は利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められるとき」と判断するチェックポイントはどこか。

（答）暴力団としての行事か否か、暴力団が組織的に関与していることが明白な興行であるか、というところがチェックポイントですが、施設管理者だけで判断できる場合はほとんど無いと思いますので、所轄警察署と連携し、疑わしい場合は相談することが重要です。

問７　テニスコートなどのスポーツ施設等の個人での使用又は利用を主目的とする施設において、使用又は利用予約時の情報では「暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められるとき」に該当するとまではいえない場合においても、県警に照会すべきか。

（答）個人的な使用又は利用である場合、暴力団員が使用又は利用したとしても、本条例の排除対象とはなりませんので、照会する必要はありません。

問８　ホール・会議室等団体使用又は利用を主目的とする施設において、使用又は利用予約時の情報では、「暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められるとき」に該当するとまではいえない場合においても、県警に照会すべきか。

（答）この場合には、暴力団排除のために照会する必要はありません。

疑わしい場合は所轄警察署に相談してください。

問９　ホール・会議室等を、複数の暴力団員又はその疑いがある者が使用又は利用しており、詳細な目的・内容は不明だが、組織的な会合・催し物と思われる場合、「暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められるとき」に該当する可能性があると考え、県警に照会・派遣の要請をすべきか。

（答）派遣要請は、躊躇なく行なってください。

急に排除しなくてはならない場合も考えられます。結果として排除措置を講じる必要がなかったとしても問題ありません。

問 10　暴力団員又はその疑いがある者がホール・会議室を、組織的な会合・催し物ではなく、グループの打合せに使用又は利用している場合はどうか。

（答）この場合には、暴力団排除条例の対応は必要ありません。通常の施設管理の対応で構いません。

ただ、暴力団員又はその疑いがある者が複数で打ち合わせをしていること自体が他の使用者又は利用者に迷惑をかける場合も想定されるので、他に迷惑をかけるようであれば、注意などを行い、注意を聞かない場合には、躊躇無く県警を呼んでく

ださい。

問 11　公園等（無料開放施設）で、複数の暴力団員又はその疑いがある者が、会合・催し物を行っている場合、「暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められるとき」に該当する可能性があると考え、県警に照会・派遣の要請をすべきか。

（答）使用又は利用承認使用の承認等を伴わない施設は、暴力団排除条例の対象外です。

開放施設を占有し、施設管理上支障がある場合には排除要請を行い、応じない場合には、県警に通報してください。

問 12　施設の駐車場に、暴力団員又はその疑いがある者が使用している乗用車が駐車している場合「暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められるとき」に該当する可能性があると考え、県警に照会・派遣の要請をすべきか。乗用車が複数台の場合はどうか。

（答）これだけでは、駐車しているだけなので、対応する必要はありません。

周りに威圧的な態度をとっているようであれば、施設管理上の排除要請と県警への通報を行うことになります。複数台であっても同様です。

問 13　暴力団員又はその疑いがある者が、個人使用又は利用が前提の施設（例：テニスコート 1 面）を使用又は利用し、目的に沿った使用又は利用（テニス）を行っている場合、「暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められるとき」に該当する可能性があると考え、県警に照会・派遣の要請をすべきか。

（答）目的に沿った使用又は利用は、問題ありません。

問 14　暴力団員又はその疑いがある者が、個人使用又は利用が前提の施設を複数（例：テニスコートを複数面）使用又は利用し、組織的な催し物（例：親睦大会）を行っている場合、「暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められるとき」に該当する可能性があると考え、県警に照会・派遣の要請をすべきか。

（答）親睦会等であり、施設の使用又は利用目的として問題がないのであれば、何もする必要はありません。他の使用者又は利用者に対して威圧的行動をとった場合には、施設管理上の対応として、注意をし、さらに威圧的な行動をとった場合には、県警に通報してください。

問 15　既に使用又は利用承認した施設の使用又は利用について、市民から、暴力団の使用又は利用ではないかと情報提供があった。県警に照会すべきか。

（答）暴力団の使用又は利用というだけでは、暴力団排除条例の排除措置の対象とはな

りません。

ただし、施設管理上の対応としても必要だと思いますので、県警に相談してください。

問 16　「暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められるとき」に該当する可能性があるか否かの判断が困難な場合、県警と対応について相談したいが可能か。可能の場合は窓口（平日・休日）をご教示願いたい。

（答）可能です。相談は、平日、休日とも暴力団対策課にしてください。

ただし、所轄警察署に先に相談していただいてもかまいません。

いずれにせよ、暴力団対策課と所轄警察署は連携して対応します。

2　照会の方法について

問１　指定管理者としては、個人情報ではなく、予約情報のうち、団体名や行事名のみを県警に照会すればよいということでよいか。また行事名に個人情報が含まれる場合はどうか。

（答）予約（申請）者等の個人情報を県警へ照会する必要はありません。予約情報のうち、使用又は利用予定日時、使用又は利用場所、使用又は利用団体名、行事名をもって暴力団対策課又は所轄警察署へ照会してください。

また、行事名に個人名が含まれる場合等については、個人情報の取扱となる場合も考えられますので、相模原市個人情報保護条例に従って取り扱ってください。

問２　照会するのは、市民等から通報があった場合でよいのか。

（答）市民等からの通報は元より、使用又は利用（申請）者の言動や実際の利用状況等、排除対象の疑いがある際は、暴力団対策課又は所轄警察署に相談してください。

所轄警察署と連携し、疑わしい場合は相談することが重要です。結果として排除措置を講じる必要がなかったとしても問題ありません。

問３　暴力団に該当するか、暴力団に利する行為に該当するかの立証責任は、県警が負うということでよいのか。

（答）該当性の立証責任は県警が負いますので、所轄警察署と連携し現場で間違った対応をしないようお願いします。

問４　県警に対して「使用又は利用予約に関する情報」をもって照会できるとあるが、「使用又は利用予約に関する情報」が使用又は利用施設・時間・使用又は利用者名しかない場合において、県警に提供する情報は何か。新たに使用又は利用申請書等の改正を

する必要はないか。

（答）使用又は利用申請書等を改正する必要はありません。今ある情報（使用又は利用予定日時、使用又は利用場所、使用又は利用団体名、行事名等）をもって暴力団対策課へ照会してください。

少しでも怪しい場合には、県警が現場に来ます。

また、施設管理者として、使用又は利用している状況を見て所轄警察署へ通報することもあると思います。

問５　個人情報である「使用又は利用予約に関する情報」を県警の照会に用いる旨は、収集時に指定管理者又は申請者に示す必要があるか。また、他に相手方に事前に示さなければならないことはないか。「公共施設利用予約サービス」により、利用承認している場合は、どのタイミングで利用者から同意をとることになるのか。

（答）公の施設の利用から排除措置を講ずるために行う暴力団対策課への照会は、個人情報は必要ありません。

問６　駐車場の利用がある場合、「使用又は利用予約に関する情報」ではないが、車に関する情報（車種・ナンバー等）のみで照会可能か。

（答）駐車場を利用しているだけでは、排除の必要はありません。

問７　公園の利用等で、「使用又は利用予約に関する情報」が全くないが、県警に照会可能か。

（答）利用の承認を伴わないものは、この条文の対象ではありません。

問８　指定管理者は、直接県警に照会可能か。また情報提供を直接受けることは可能か（施設所管課が休日の場合、不都合が生じる）。

（答）可能です。できる限り、現場と暴力団対策課又は所轄警察署が直結することが必要です。

問９　照会先はどこか。平日と休日とで異なるか。

（答）平日・休日ともに暴力団対策課となります。

ただし、所轄警察署に先に相談、通報をしていただいてもかまいません。

いずれにせよ、暴力団対策課と所轄警察署は連携して対応します。

３　不承認・取消しについて

問１　使用又は利用の不承認・取消しを連絡する際、県警と連携できないか。
（答）言い渡しの際に県警に立会いを求めることはできます。

問２　使用又は利用の不承認・取消しの連絡をしたところ「今行くから待ってろ」等と脅された場合、どのように対応すればよいか。
（答）すぐに、所轄警察署に通報してください。

問３　当日になり「暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められるとき」に該当することが判明し、使用又は利用承認を取消す場合、どのように対応すべきか。県警の立会いは求められるか。
（答）言い渡しの際に県警に立会いを求めることはできます。

問４　一般市民が観客として入場している興行中、またはその直前において、暴力団が主催する興行であることが判明した場合、一般市民が入場しており、使用又は利用承認の取消しを行うことは、非常に困難と考えられるが、どのように対応すべきか。
（答）このような場合には、まず、排除できません。
ただし、このような場合でも、所轄警察署への通報をお願いします。
そうならないためにも、所轄警察署と連携し、疑わしい場合は相談することが重要です。

問５　県警からの通報に基づき施設管理者の判断で使用又は利用承認を取消すのであれば、事実誤認が後日判明した場合、損害賠償責任は、一義的には施設管理者が追うことになる可能性がある。したがって、通報内容やその責任の所在を明らかにするとともに、文書で回答すべきと考える。また、事実誤認で取消し等を行なった場合は、どのような対応をすべきか。
（答）排除対象である旨の立証責任は県警が負うものです。
排除措置を講ずる事案が生じた場合は、係争に発展することも踏まえ、県警からの回答は文書で行います。
ただし、緊急に排除する必要がある場合は、口頭による回答になる場合もありますので、この場合は回答した旨を証する文書を後日お渡しすることとなります。